

議案第275号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市南区 [REDACTED] [REDACTED]	318,387円

2 事件の概要

平成31年1月15日午前6時30分頃、相手方 [REDACTED] 氏が、市内南区老司三丁目3番14号付近の市道を歩行中、当該市道の側溝蓋の一部が破損して段差が生じていたため、当該段差に右足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。